

令和2年6月25日

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第6報）（6月25日更新）

国立大学法人 鳴門教育大学

鳴門教育大学は、令和2年5月28日に更新しました標記指針を、県をまたぐ移動の制限解除を踏まえ下記のとおり更新することとしました。なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

#### 記

#### 1. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）に準じて行うこと。

#### 2. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

特に自粛は求めないが、参加する必要がある場合は、感染対策を十分に講じること。

#### 3. 出張・研修・私事旅行について

移動について特に制限は設けないが、移動先の地域の状況を十分に確認したうえで移動の可否を各自で判断し、必要な感染対策を講じること。

#### 4. 海外渡航について

海外渡航は原則禁止する。